

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（第5回）

議事要旨

- 1 開催日時：令和8年3月24日（火）16：00～17：00
- 2 開催場所：WEB会議
- 3 議題
 - ・地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 第2次報告書（案）について
- 4 議事概要
 - ・事務局から資料1に沿って、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 第2次報告書（案）について説明。その後、構成員と意見交換を実施。

【意見交換】

- 構成員 ●総務省
- 資料2の第2次報告書（案）P.63の「他の情報システムとの情報連携」に関連して、建設業許可や経営事項審査の情報については、共通システムへの情報連携の方向性が示されているが、法人登録情報、測量の登録等の情報についても、共通システムとの情報連携を検討いただきたい。
- 資料2 P.64の「共通システムによる事務処理の概要」に関連して、地方公共団体が管理する個別システムとの情報連携を進めるうえで、各自治体の個別システムの現状把握を入念に実施いただきたい。
- 今後、地方公共団体が管理する個別システムの改修費用について、財政的支援を検討いただきたい。
- 共同受付、審査体制を含めた事務処理体制の在り方を検討する際には、既に広域で共同受付を行っている自治体の意見を十分に酌み取っていただきたい。
- 規程改正や個別システムの改修検討といった内部的な整備だけでなく、市町村との協議や経済団体との情報共有、事業者向けの説明など多方面への調整が必要となるため、十分な余裕を持った工程設定を配慮いただきたい。

- 資料1のP.5の「システムの整備の方向性」に掲載されている図において、中央のオレンジ枠（共通の入札参加資格審査申請システム）と、その右側に記載されている「地方公共団体」との関係が、審査プロセスの途中段階で地方公共団体へ情報を提供するように見える。④審査・補正依頼までを共通システム側で完結し、その後自治体側への情報提供・格付けといった流れになると認識しており、現行図のイメージは認識と異なるのではないか。
- 資料2のP.64の「共通システムによる事務処理の概要」のvii「地方公共団体は、共通システムにおいて申請情報を基に審査を行い、必要に応じて事業者に対して補正依頼を行う」の記載について、地方公共団体が全国で相当数存在する中、それぞれが個別に審査を行う前提なのか。これに対し、P.66の「今後の課題」において、「共通システムの利用を前提とした共同受付・審査体制の在り方についても併せて検討する必要がある」と記載されており、P.64の、各地方公共団体が審査するとされている内容と矛盾しているのではないか。
- 資料1のP.5のイメージ図に関するご指摘はそのとおりだと考えており、事務局としても、事業者の基本情報や共通用情報の審査を、④審査・補正依頼を経て、一旦完了させる想定である。一方で、自治体が行う格付等が完了しない限り、事業者側には最終的な「審査完了」を通知できないため、④の後に⑤、⑥として自治体側システムとの連携を行い、自治体での審査を経たうえで、最終的に⑦審査完了処理に至るイメージとしている。いただいたご指摘を踏まえ、イメージ図について工夫したい。
- 資料2のP.64の「共通システムによる事務処理の概要」は、資料1の概要図をフローにしたものであるが、vii「地方公共団体は、申請情報を基に審査を行い、必要に応じて補正依頼を行う」の記載について、全国の自治体がそれぞれ事業者ごとに補正依頼を行う運用は現実的ではないと認識している。資料2のP.66に記載のとおり、自治体が本来担うべき業務について、共同受付・共同審査体制として、どのように仕組みを構築し、業務負担の省力化を図っていくかが検討課題であると認識しているが、現時点では、共同受付・共同審査の具体的な体制はまだ検討できていないため、資料2のP.64 viiの主体は「地方公共団体」としていることをご理解いただきたい。
- 事務局だけではシステムに関する専門的知見が不足しているため、令和7年度補正予算に基づき、共通システム整備に向けた調査研究事業を実施する予定である。調査研究

事業においては、先ほど御指摘いただいた他の情報システムとの連携や自治体が保有する各種個別システムとの連携等の課題についても検討していきたい。